

(令和6年第1回定例会1月会議)

## 参考資料（議案関係）



# 議案参考資料

担当課（室）係

（令和6年第1回定例会1月会議）

総務課 管理係

## 1. 議案名

議案第1号 職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、人事院勧告が行われました。また、国の取扱いとの均衡の観点から地方自治法の一部改正が行われ、令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となりました。

## 3. 趣旨・目的

人事院勧告及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものです。

## 4. 概要

### 【第1条関係】

- ①国家公務員の行政職給料表（一）に準じ、給料表の改定（平均1.1%引上げ）
- ②期末勤勉手当を0.1月分引上げ、令和5年度12月の期末・勤勉手当にそれぞれ0.05月分配分

### 【第2条関係】

- ③令和6年度以降については、6月及び12月の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分

		常勤職員		定年前再任用短時間勤務職員 (暫定再任用職員)	
		6月期	12月期	6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.20月 (支給済)	1.25月 (現行1.20月)	0.675月	0.70月 (現行0.675月)
	勤勉手当	1.00月 (支給済)	1.05月 (現行1.00月)	0.475月	0.50月 (現行0.475月)
	計	2.20月	2.30月 (現行2.20月)	1.15月	1.2月 (現行1.15月)
令和6年度	期末手当	1.225月	1.225月	0.6875月	0.6875月
	勤勉手当	1.025月	1.025月	0.4875月	0.4875月
	計	2.25月	2.25月	1.175月	1.175月

### 【第3条関係】

- ④常勤職員に準じ、会計年度任用職員の給料表の改定
- ⑤会計年度任用職員の期末手当を0.1月分引上げ

### 【第4条関係】

- ⑥会計年度任用職員の勤勉手当の新設、期末勤勉手当の支給月を常勤職員と同じ月数に改定

		会計年度任用職員	
		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.25月 (支給済)	1.35月 (現行1.25月)
	勤勉手当	—	—
	計	1.25月	1.35月 (現行1.25月)
令和6年度	期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	1.025月	1.025月
	計	2.25月	2.25月

（施行期日：公布の日。ただし、③⑥については令和6年4月1日）

（適用期日：①④については令和5年4月1日、②⑤については令和5年12月1日）

(令和6年第1回定例会1月会議)

【議案第1号 参考資料】

職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>【第1条関係】</b></p> <p>○職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>○職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(省 略)</p>

改正後	改正前																														
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100</u>分の<u>50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100</u>分の<u>100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100</u>分の<u>47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>																														
<p>別表第1(第8条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員の区分</td> <td>職務の級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>号給</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </table>	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	<p>別表第1(第8条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">職員の区分</td> <td>職務の級</td> <td>1級</td> <td>2級</td> <td>3級</td> <td>4級</td> <td>5級</td> <td>6級</td> </tr> <tr> <td>号給</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> <td>給料月額</td> </tr> </table>	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
職員の区分		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																							
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																								
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級																								
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																								

改正後										改正前										
定年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	定年	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
前再1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100				前再1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200				
任用2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300				任用2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400				
短時3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500				短時3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700				
間勤4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500				間勤4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900				
務職5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500				務職5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100				
員以6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500				員以6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100				
外7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400				外7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300				
職員8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300				職員8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500				
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200				9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400				
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200				10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600				
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200				11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600				
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200				12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800				
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000				13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600				
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000				14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600				
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900				15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600				
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800				16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600				
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500				17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300				
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500				18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300				
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300				19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100				
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200				20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000				
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100				21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900				
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000				22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800				
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900				23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800				
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800				24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700				
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700				25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700				

改正後												改正前											
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600										
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600										
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600										
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100										
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900										
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700										
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300										
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100										
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500										
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000										
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600										
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000										
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200										
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400										
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500										
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600										
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800										
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000										
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100										
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800										
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500										
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200										
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900										
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500										
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100										
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600										

改正後											改正前										
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000								
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400								
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700								
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000								
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300								
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600								
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900								
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200								
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500								
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800								
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100								
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400								
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700								
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000								
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300								
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600								
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900								
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100								
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400								
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700								
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000								
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200								
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500								
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800								
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000								
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200								



改正後											改正前										
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600					240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900					240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100					241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300					241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600					242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900					242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100					243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300					243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300						244,500	292,400	339,500	378,200	391,300						
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600						245,100	292,700	340,000	378,600	391,600						
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800						245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000						246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300						246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600						246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800						247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000						247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
94		295,900	343,600									294,900	342,600								
95		296,200	344,100									295,200	343,100								
96		296,600	344,500									295,600	343,500								
97		296,800	344,700									295,800	343,700								
98		297,100	345,100									296,100	344,100								
99		297,500	345,500									296,500	344,500								
100		297,900	345,800									296,900	344,800								
101		298,100	346,100									297,100	345,100								
102		298,400	346,500									297,400	345,500								
103		298,800	346,900									297,800	345,900								

改正後				改正前			
104	299,100	347,300		298,100	346,300		
105	299,300	347,800		298,300	346,800		
106	299,600	348,200		298,600	347,200		
107	300,000	348,600		299,000	347,600		
108	300,300	349,000		299,300	348,000		
109	300,500	349,500		299,500	348,500		
110	300,900	349,900		299,900	348,900		
111	301,300	350,200		300,300	349,200		
112	301,600	350,500		300,600	349,500		
113	301,800	351,000		300,800	350,000		
114	302,000			301,000			
115	302,300			301,300			
116	302,700			301,700			
117	302,900			301,900			
118	303,100			302,100			
119	303,400			302,400			
120	303,700			302,700			
121	304,100			303,100			
122	304,300			303,300			
123	304,600			303,600			
124	304,900			303,900			
125	305,200			304,200			
定年	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
前再	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
任用	円	円	円	円	円	円	円
短時	188,700	216,200	275,600	215,200	274,600	289,700	315,100

改正後		改正前							
問	勤								
務	職								
員	員								
(省 略)		(省 略)							

(令和6年第1回定例会1月会議)

【議案第1号 参考資料】

職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>【第2条関係】</p> <p>○職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>○職員の給与等に関する条例(昭和33年かつらぎ町条例第44号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>	<p>(省 略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>

(令和6年第1回定例会1月会議)

【議案第1号 参考資料】

## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>【第3条関係】</b></p> <p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年かつらぎ町条例第39号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の135</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100</u></p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年かつらぎ町条例第39号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第18条第2項中「<u>100</u></p>

改正後	改正前																																																
<p>分の125」とあるのは「100分の135」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>	<p>分の120」とあるのは「100分の125」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>																																																
<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>162,100</td> <td>208,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>163,200</td> <td>209,700</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>164,400</td> <td>211,400</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>165,500</td> <td>212,900</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>166,600</td> <td>214,400</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	1級	2級	号給	給料月額	給料月額		円	円	1	162,100	208,000	2	163,200	209,700	3	164,400	211,400	4	165,500	212,900	5	166,600	214,400	<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>行政職給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務 の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> </tr> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>150,100</td> <td>198,500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>151,200</td> <td>200,300</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>152,400</td> <td>202,100</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>153,500</td> <td>203,900</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>154,600</td> <td>205,400</td> </tr> </tbody> </table>	職務 の級	1級	2級	号給	給料月額	給料月額		円	円	1	150,100	198,500	2	151,200	200,300	3	152,400	202,100	4	153,500	203,900	5	154,600	205,400
職務 の級	1級	2級																																															
号給	給料月額	給料月額																																															
	円	円																																															
1	162,100	208,000																																															
2	163,200	209,700																																															
3	164,400	211,400																																															
4	165,500	212,900																																															
5	166,600	214,400																																															
職務 の級	1級	2級																																															
号給	給料月額	給料月額																																															
	円	円																																															
1	150,100	198,500																																															
2	151,200	200,300																																															
3	152,400	202,100																																															
4	153,500	203,900																																															
5	154,600	205,400																																															

改正後		改正前	
6	167,700	216,200	155,700
7	168,800	217,900	156,800
8	169,900	219,600	157,900
9	170,900	221,100	158,900
10	172,300	222,600	160,300
11	173,600	224,100	161,600
12	174,900	225,600	162,900
13	176,100	226,800	164,100
14	177,600	228,200	165,600
15	179,100	229,600	167,100
16	180,700	231,000	168,700
17	181,800	232,400	169,800
18	183,200	234,000	171,200
19	184,600	235,500	172,600
20	186,000	236,900	174,000
21	187,300	238,100	175,300
22	189,600	239,700	177,800
23	191,800	241,200	180,300
24	194,000	242,600	182,800
25	196,200	243,600	185,200

(省 略)

(省 略)



(令和6年第1回定例会1月会議)

【議案第1号 参考資料】

### 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>【第4条関係】</b></p> <p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年かつらぎ町条例第39号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、通勤手当及び地域手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年かつらぎ町条例第39号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、期末手当、通勤手当及び地域手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第10条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、<u>給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の13</u></p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第10条の2 <u>給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員)にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員)にあっては、退職し、又は死亡した日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>5」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(省 略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員)にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員)にあっては、退職し、又は死亡した日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第18条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(省 略)</p> <p>(附 則 省 略)</p>

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>【附則第4項関係】</b></p> <p>○職員の育児休業等に関する条例（平成19年かつらぎ町条例第40号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 職員の給与等に関する条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」<u>という。</u>)を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均 衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日のいずれかにか、その者の号給を調整することができる。</p>	<p>○職員の育児休業等に関する条例（平成19年かつらぎ町条例第40号）</p> <p>（省 略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 職員の給与等に関する条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「<u>会計年度任用職員</u>」<u>という。</u>)を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均 衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日のいずれかにか、その者の号給を調整することができる。</p>

改正後	改正前
(省 略)	(省 略)

かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>【附則第5項関係】</b></p> <p>○かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成28年かつらぎ町条例第13号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第21条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とし、第4条から第6条、第12条及び第15条の規定は適用しない。</u></p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、退職手当及び地域手当とし、第4条から第6条及び第12条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(省 略)</p>	<p>○かつらぎ町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成28年かつらぎ町条例第13号)</p> <p>(省 略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第21条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は、給料、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当とし、第4条から第6条、第12条、第14条及び第15条の規定は適用しない。</u></p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、特殊勤務手当、<u>超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当、退職手当及び地域手当とし、第4条から第6条、第12条及び第14条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(省 略)</p>

# 議案参考資料

(令和6年第1回定例会1月会議)

担当課(室)係

住民福祉課 住民係

## 1. 議案名

議案第2号 かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例の一部を改正する条例制定について

## 2. 背景・経過

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部を改正する政令の施行に伴い、条例改正を行おうとするものです。

## 3. 趣旨・目的

戸籍謄本等の広域交付請求(自らや父母等の戸籍について、本籍地以外の市区町村の窓口で、戸籍謄本等の交付請求をすること)ができるようになります。

これに伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、広域交付手数料にかかる標準額が示されましたので、本条例において手数料を定めるものです。

## 4. 概要

別表第2において手数料を追加します。

戸籍謄本の広域交付手数料	450円
除籍謄本の広域交付手数料	750円
届書等情報の内容の証明交付手数料	350円
届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	350円

(施行期日:令和6年3月1日)

(令和6年第1回定例会1月会議)

【議案第2号 参考資料】

かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例 (昭和33年かつらぎ町条例第33号)</p> <p>(省 略)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づき戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づき戸籍証明書の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>2 (略)</p> <p>3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づき除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づき除籍証明書の交付手数料 1通につき 750円</p> <p>4 (略)</p> <p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。 )の規定に基づき届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。 )若しくは第</p>	<p>○かつらぎ町使用料、手数料、督促及び延滞金条例 (昭和33年かつらぎ町条例第33号)</p> <p>(省 略)</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づき戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づき磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>2 (略)</p> <p>3 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づき除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づき磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 750円</p> <p>4 (略)</p> <p>5 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。 )の規定に基づき届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。 )若しくは第</p>



改正後	改正前
<p>126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1400円）</p> <p>6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料 書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円</p>	<p>条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料 1通につき 350円（婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1400円）</p> <p>6 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円</p>

(省 略)

(省 略)

(令和6年第1回定例会1月会議)

【議案第3号 参考資料】

(1) 事業概要

町内農家が生産した玄米を金芽米(きんめまい)に精米加工し、年間を通して町立小学校及び中学校における学校給食での主食として提供します。この事業を通じて、地産地消の推進と学校給食を生きた教材とした食育を推進します。

令和6年度の対象者は、町立小学校及び中学校の児童生徒及び教職員約1,180名です。

○金芽米について

金芽米は、独自の精米技術で、胚芽の舌触りの良くない部分を除いた胚芽の基底部分「金芽(きんめ)」と、お米の栄養と旨み成分が含まれる「亜糊粉層(あこふんそう)」を残した、とても美味しい無洗米です。

(出典) 東洋ライス株式会社ホームページより

<https://www.toyo-rice.jp/brand/kinmemai/>



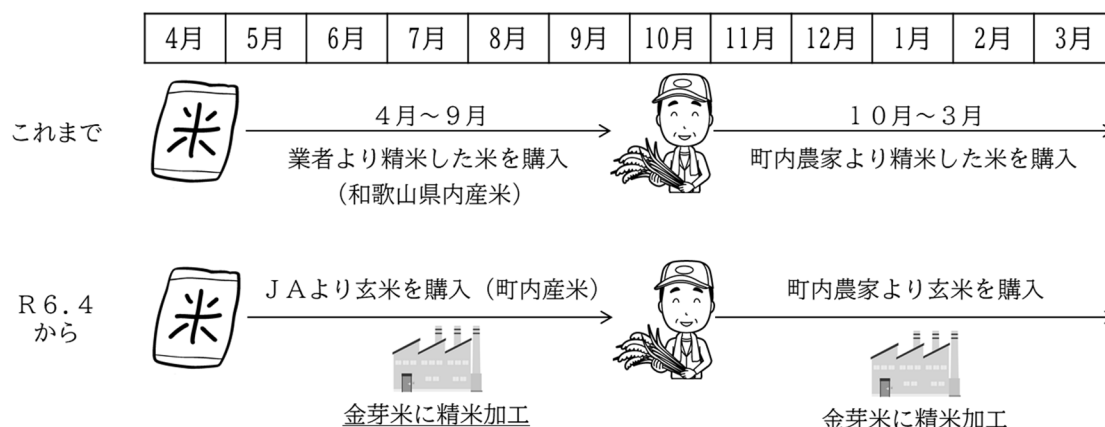
「金芽米」は東洋ライス株式会社の登録商標です。

(2) 実施時期

令和6年4月から(令和6年2月から3月までを試行期間)

(3) 現状と変更点

① 学校給食における米調達



② 費用

ア) これまで 精米に係る費用は1kgあたり45円(消費税込)

イ) R6.4から 精米加工等(金芽米)に係る委託費用1kgあたり84.7円(消費税込)

#### (4) 導入による効果

- ① 金芽米は精白米に比べて、食物繊維やビタミンB1が多いことが特徴です。食物繊維には腸内を刺激して排便を促す効果があり、ビタミンB1には疲労回復や筋肉痛の予防にもつながることから、児童生徒の健康維持に効果があります。
- ② 無洗米であるため炊飯時における調理工程（洗米作業）を省略できます。
  - ・ 異物混入を防ぐことができる。
  - ・ 海洋汚染（赤潮の発生）につながる米のとき汁がでない。
  - ・ 洗米作業を省略することで水の使用量が減る。
- ③ 町内農家から玄米を購入可能。
  - ・ 金芽米精米加工は品種や産地を問わないので、大型の精米機や色別機能のついた精米機を有していない小規模の町内農家からも玄米を購入することが可能となります。学校給食を通じて、町内農家と児童生徒のつながりを生むことができます。
  - ・ 町内農家が生産した玄米を年間通じて使用するため、学校給食における地場産物の使用割合が上昇することが見込めます。

#### (5) 導入状況

- ・ 大阪府泉大津市、大阪府田尻町、和歌山県すさみ町 他

#### (6) 債務負担行為額

##### ○積算

##### ア) 委託料

84.7 円／玄米 1 kg 当たり（消費税込、精米加工費等含む）

##### イ) 学校給食での年間使用量

19,855 kg（104.5 kg×190 日）

##### ウ) 年間費用額

84.7 円×19,855 kg=1,682 千円

（参考）これまでの精米加工費用：45 円×19,855 kg=894 千円